

平成23年第2回尾張旭市都市計画審議会

1 開催日時

平成23年11月28日(月)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時10分

2 開催場所

尾張旭市役所南庁舎3階 301会議室

3 出席委員

服部 正勝、若杉 恵、岡本 耕平、大塚 俊幸、川崎 昭弘、
片渕 卓三、武田 なおき、牧野 一吉、みとべ 茂樹、山下 幹雄、
宇野 恵子、白木 文枝 12名

4 欠席委員

駒木 啓司、向井 治男 2名

5 傍聴者数

0名

6 出席した事務局職員

都市整備部長 桜井 政則、都市計画課長 谷口 雅芳、
都市整備課長 香村 和吉、都市計画課長補佐 鈴木 利幸、
都市整備課長補佐 松田 治仁 都市計画課計画係長 山下 昭彦、
都市計画課主査 川本 直美 都市整備課主査 榊原 重雄、
都市計画課主事 長瀬 絵里子

7 審議事項

第1号議案 名古屋都市計画都市再開発の方針の決定(愛知県決定)について

第2号議案 名古屋都市計画防災街区整備方針の決定(愛知県決定)について

第3号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(尾張旭市決定)について

8 会議の要旨

都市整備部長

本日は、何かとご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「平成23年第2回尾張旭市都市計画審議会」を開催させていただきます。

本日の審議事項は「名古屋都市計画都市再開発の方針の決定について」と「名古屋都市計画防災街区整備方針の決定について」、そして「名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」の3件でございます。

なお本日は、駒木委員と向井委員が所要によりご欠席となっておりますが、委員14名のうち12名の方が出席され、尾張旭市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する過半数の出席を得ており、会議は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

なお、本日出席の委員の皆さま、そして事務局職員につきましては、お手元の名簿のとおりでございますので、失礼ながら、これをも

| | | |
|---|--------|--|
| | | <p>って紹介に代えさせていただきます。</p> <p>以上の出席者により、本日の審議会を進めてまいりたいと思いますので、なにとぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に移らせていただきます。進行につきましては、当審議会の議長であります会長の服部 様をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。</p> |
| 議 | 長 | <p>皆さんこんにちは。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。それでは、お手元の会議次第に従い、進めさせていただきます。</p> <p>まず会議次第の2「議事録署名者の指名」について、事務局から説明願います。</p> |
| | 都市計画課長 | <p>それでは、会議次第の2「議事録署名者の指名」について、ご説明させていただきます。</p> <p>本審議会の議事録につきましては、尾張旭市都市計画審議会運営規程の規定により、議長及び議長が指名した委員2名が署名することになっております。</p> <p>このため、議長から2名の署名者の指名をお願いしたいと思います。説明は以上でございます。</p> |
| 議 | 長 | <p>ただいま事務局から説明がありましたように、私から2名の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名者には、片渕 卓三委員と、白木 文枝委員のお二方を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは続いて、会議次第の3、審議事項に移らせていただきます。事務局から説明願います。</p> |
| | 都市計画課長 | <p>本日もご審議いただきます「第1号議案 名古屋都市計画都市再開発の方針の決定」と「第2号議案 名古屋都市計画防災街区整備方針の決定」につきましては、愛知県決定によるものでございますが、その内容が本市の属する「名古屋都市計画区域」内の全市町村に関係するところがございますので、現在、一斉に都市計画審議会が開催され、同様の審議が行われているところでございます。</p> <p>なお、これらの議案は、いずれも都市計画法の改正や、以前皆さまにご審議いただいた都市計画区域の再編等に伴うものであり、内容的にも類似したものとなっております。</p> <p>このため、本日は、両議案を一括でご審議いただき、その後「第3号議案」の審議を賜りたいと考えております。</p> <p>以上、本日の審議方法についてご説明させていただきましたが、ここまでの間で、何か不明な点などございましたでしょうか。</p> |
| 議 | 長 | <p>ただいま事務局から、本日の審議方法について説明がありました。何かご不明な点などありましたでしょうか。</p> |

(質問等無し)

それでは、ただいまの説明のとおり、審議を進めていきたいと思いをします。

「第1号議案」と「第2号議案」について、一括して事務局から説明願います。

都市計画課長

それでは「第1号議案 名古屋都市計画都市再開発の方針の決定について」と「第2号議案 名古屋都市計画防災街区整備方針の決定について」を一括して説明させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、いずれも愛知県決定に係る議案であり、計画書などは愛知県が作成したものとなっております。

まず、第1号議案をご覧いただきたいと思いをします。「名古屋都市計画都市再開発の方針の決定（愛知県決定）について、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、尾張旭市長から諮問があったので、審議会の意見を求める」としてございます。繰り返しとなりますが、本議案は愛知県の決定事項でございまして、都市計画法では「都道府県は、関係市町村の意見を聴き、都市計画を決定する」と規定しております。このため、去る10月6日付けで愛知県知事から尾張旭市長あてに、決定に関する意見照会がございましたことから、これを受け、尾張旭市長から、このたび本審議会へと諮問されたものでございます。

次に、その内容についてご説明いたします。愛知県から送付された資料になりますが、ご覧のとおり「名古屋都市計画区域の都市再開発の方針を次のように決定する」とし、その裏面において決定の理由が記載されております。

読み上げさせていただきますと、「都市再開発の方針」は、都市計画法の「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」に定めることとされていたが、平成12年5月の法律改正により、新たに定めることとなった「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは別に、同法第7条の2の規定により「都市再開発の方針」として単独の都市計画を定めることになったところである。

今回は、この法律改正により、これまでの「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」の中の「都市再開発の方針」から、単独の「都市再開発の方針」に改めるのに加え、平成22年12月24日に施行された都市計画区域の再編による新たな名古屋都市計画区域として決定を行うものである」としてございます。

それでは次に、第2号議案をご覧いただきたいと思いをします。「名古屋都市計画防災街区整備方針の決定（愛知県決定）について、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、尾張旭市長から諮問があったので、審議会の意見を求める」としてございます。こちらにつきましても第1号議案と同様、都市計画法の規定に基づき、10月6日付け

で愛知県知事から尾張旭市長あてに意見照会がございましたことから、本審議会へと諮問されたものでございます。

次に、その内容についてご説明いたします。先ほどと同様、愛知県から送付された資料になりますが、「名古屋都市計画区域の防災街区整備方針を次のように決定する」とあり、この裏面において決定の理由として、「「防災街区整備方針」は、都市計画法の「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」に定めることとされていたが、平成12年5月の法律改正により、新たに定めることとなった「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは別に、同法第7条の2の規定により「防災街区整備方針」として単独の都市計画を定めることになったところである。

今回は、この法律改正により、これまでの「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」の中の「防災街区整備方針」から、単独の「防災街区整備方針」に改めるのに加え、平成22年12月24日に施行された都市計画区域の再編により新たな名古屋都市計画区域として決定を行うものである」としてございます。

以上、両議案の決定理由についてご説明いたしました。要約しますと、法律の改正によって、これまで他の方針の中で定めていた「都市再開発の方針」と「防災街区整備方針」を、それぞれ単独の方針として決定する必要があるとともに、昨年12月の都市計画区域の再編に伴い、「名古屋都市計画区域」として改めて策定する必要性が生じたため、今回それぞれを新規で決定しようというものでございます。

それでは、そもそもこれらの方針は何を定めるものなのか、またどんな内容が今回定められるのか、についてご説明させていただきたいと思いますが、今回、愛知県から両方針の内容をまとめた資料が送付されております。このため、本日はこちらを活用しながら、ご説明させていただきたいと思います。

なお、あらかじめ申し上げさせていただきますと、本市に関する事項の記載は両方針ともに、一切ないところでございます。これは現時点において、再開発による整備予定や、防災上危険な状況にある密集市街地の再開発の予定が、本市にはないためでございます。

以上、このことも含めまして、ここからは担当課長補佐から、両方針の詳細についてご説明させていただきますので、よろしく願います。

都市計画課長補佐

それでは、両方針の詳細についてご説明させていただきます。

まず、「都市再開発の方針と防災街区整備方針とはどんなものなのか」についてご説明させていただきます。

はじめに「都市再開発の方針」につきましても、「都市計画法」や「都市再開発法」の規定に基づき策定するものでございまして、「都市再開発の長期的かつ総合的なマスタープラン」と言えるものでござい

ます。

具体的には、人口集中の特に著しい政令で定める大都市を含む都市計画区域、つまり愛知県では名古屋市を含む都市計画区域となりますが、その区域内の市街化区域において、「1号市街地」と呼ばれる「計画的な再開発が必要な市街地」に係る再開発の目標や方針等を定め、そのうちの「2号地区」と呼ばれる、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区なども、併せて定めることとなります。

さらに、「2項地区」と呼ばれる、計画的な再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区等の概要を定めることとなります。

以上によりまして、都市全体から見て、都市再開発に関する個々の事業の効果を十分に発揮させることや、民間建築活動を適正に誘導し、民間投資の社会的意義を増加させることなどを「ねらい」としているところでございます。

それではここで、実際の方針をご覧いただきたいと思います。第1号議案の計画書に、「1号市街地」と書かれた表がご覧いただけると思います。

こちらにありますとおり、1の「都心」から、ページを数枚めくった39の「瀬戸川文化プロムナード地区」までが、ただいまご説明しました「1号市街地」として今回定められており、名古屋市内で38地区、瀬戸市内で1地区の、合計39地区で構成されているところでございます。

また、その後ろには、「1号市街地」のうちの、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区である「2号地区」として、1-1「都心核」から19-1「千種台」までの17地区、全て名古屋市でございますが、定められているところでございます。

次に、「防災街区整備方針」についてご説明させていただきます。

「防災街区整備方針」は、「都市計画法」や「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」の規定に基づき策定するものでございます。

具体的には、「防災再開発促進地区」と呼ばれる、密集市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区等の概要を定めることとなります。

以上によりまして、防災上危険な状況にある密集市街地について、計画的な再開発等によって、延焼防止機能や避難機能の確保等が図られるよう整備が促進されることを「ねらい」としているところでございます。

それではここで、実際の方針をご覧いただきたいと思います。第2号議案の計画書に、表がご覧いただけるかと思いますが、こちらにあ

りますとおり、1の「筒井地区」から、3の「大曾根北地区」までの名古屋市内の3地区が、ただいまご説明しました「防災再開発促進地区」として定められているところでございます。

以上、両方針の内容についてご説明してまいりましたが、先ほど課長からご説明しましたとおり、本市に関する事項の記載は両方針ともに、一切ないところでございます。これは現時点において、近い将来、再開発による整備を行う具体的な予定がなく、また、防災上危険な状況にある密集市街地の再開発の予定もないためでございます。

続いて、これらの方針の経緯について、ご説明いたします。

ただいまの両方針は、平成13年5月17日までは、「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」の中において定められておりました。これが、平成12年の法改正によりまして、それぞれ独立した都市計画として定めることになったところでございます。

このため、本来であれば、その際に今回の議案を提出すべきところでございますが、愛知県におきましては、法律改正時の附則（経過措置）によりまして、それぞれ独立する前の方針を、法改正後の方針としてみなし、そのまま継続してきたところでございます。

そこへ昨年、都市計画区域の再編が行われ、本市の属していた「瀬戸都市計画区域」が「名古屋都市計画区域」へと変更されましたことから、今回改めて両方針を独立した形で策定し直し、来年2月に都市計画決定しようとするものでございます。

この素案につきましては、今月8日から22日までの間、私ども都市計画課の窓口で縦覧に付したところ、縦覧者や意見書の提出はなかったところでございます。非常に簡単な説明で恐縮ですが、これで第1号議案と第2号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>ただいま説明がありました第1号議案及び第2号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>（意見、質問等無し）</p> <p>それでは採決を行います。</p> <p>第1号議案及び第2号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（委員挙手）</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>第1号議案及び第2号議案については、原案のとおり可決することに決しました。それでは続いて、第3号議案について事務局から説明してください。</p> |
|-----|--|

| | |
|--------|---|
| 都市整備課長 | <p>それでは「第3号議案」についてご説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料のうちの、「第3号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」をご覧いただきたいと思っております。「都市計画法第21</p> |
|--------|---|

条第2項の規定において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）を行うものとする」としてございます。本議案は尾張旭市の決定事項でございまして、都市計画法では「市町村は、市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定する」と規定しておりますので、このたび尾張旭市長から、本審議会へと付議されたものでございます。

次に、その内容については、「都市計画生産緑地地区を、次のように変更する」とし、その下に変更理由を記載してございます。

読み上げさせていただきますと、「市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、公共施設の敷地に供されたもの等について、一部区域を変更するものである」としてございます。

続いて、「生産緑地地区の一団数及び面積」をご覧いただきたいと思っております。

現在、本市の生産緑地地区につきましては、ご覧の表の「変更前」にありますとおり55団地、6.0ヘクタールを指定しているところでございます。

こうした中、その下の「箇所別調書」にございますとおり、北原山土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、2-8、6-4、6-7の3つの団地を除外するとともに、2-7、2-9、6-6の3つの団地について一部除外し、併せて霞ヶ丘町地内における1団地において、188㎡分を都市計画道路霞ヶ丘線用地として買収いたしましたことから、これを一部除外しようとするものでございます。

また、農業従事者のかたがお亡くなりになったことによりまして、東栄町地内の3-3の1団地について、生産緑地法で定める手続きに従い、除外したところでございます。

以上によりまして、4団地、4,302㎡が除外され、上段にございますとおり、51団地、5.6ヘクタールとなるものでございます。

なお、本案件につきましては、第1号及び2号議案と同様、今月8日から22日まで間、縦覧に付したところでございますが、縦覧者や意見書の提出はございませんでした。

以上、大変簡単ではございますが、第3号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました第3号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（意見、質問等無し）

| | |
|---------------|--|
| | <p>それでは採決を行います。</p> <p>第3号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(委員挙手)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>第3号議案については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に会議次第の4「その他」について事務局から何かありますか。</p> |
| <p>都市計画課長</p> | <p>それでは、「その他」といたしまして3点、ご説明させていただきます。</p> <p>まず1点目として、前回の都市計画審議会でご審議いただきました「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」の、その後の状況についてご報告させていただきます。</p> <p>前回は、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域において、一定の要件に該当する場合には、地域の実情に応じて開発行為等を行うことができるよう、同方針の内容を変更することについて、ご審議いただきました。</p> <p>本議案は、関係する市町村都市計画審議会において同様の審議を経た後、7月末の愛知県都市計画審議会での審議を経て、9月に原案どおり変更が決定されたところでございます。</p> <p>また併せて、関係する県条例につきましても、6月定例議会での審議を経て、本年10月1日に「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」として施行されたところでございます。</p> <p>なお、本市につきましては、当該条例で定める条件に合致する区域がなかったため、先ごろ正式に、対象区域の申し出は行わないことと決定したところでございます。</p> <p>続いて、2点目としまして、今後の都市計画審議会の開催予定についてご案内させていただきます。今年度の審議案件は本日をもって全て、予定どおり終了することができました。円滑な審議にご協力いただきましたことに対し、この場を借りて感謝申し上げます。</p> <p>このため、次回は来年度以降の開催となりますが、現時点では来年5月以降に、愛知県が作成する「住宅市街地の開発整備の方針」の決定に関し、ご審議をいただく予定でございます。なお、当方針につきましては、現在愛知県において策定作業が進められているところでございますので、具体的な開催日時につきましては、その状況に基づき、改めて調整させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。</p> |
| <p>都市整備部長</p> | <p>最後に3点目として、委員の皆さまの任期についてお話させていただきます。皆様方には、来年3月末までの任期のもと、昨年4月から当審議会の委員としてご尽力いただいているところでございますが、</p> |

今回は例年になく、愛知県の都市計画区域の再編やこれに伴う多数の都市計画の見直し、さらには本市の都市計画マスタープランの見直しなど、多数の案件をご審議いただきました。

これら今後の本市都市計画行政にとって非常に重要な案件を滞りなく、また慎重にご審議いただきましたことを、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

なお、来年度以降の委員選任については未定でございますが、引き続き委員をお願いする場合もあろうかと思えます。その際にはなにとぞご協力賜りますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議 長

ただいま事務局から3点、説明がありました。

まず1点目、前回審議した案件のその後の状況について報告がありました。本件につきましては、さまざまな議論のもとご審議いただいたところでありましたが、本市については「市街化調整区域内での開発を認める地区はない」と正式に決定したとのことであります。

次に2点目、次回の審議会の開催についての説明がありました。今回は、来年5月以降に開催されるとのことでありましたので、皆さんご承知おきくださるようお願いいたします。

そして最後に、委員の任期についての説明がありました。確かに今回は例年になく、非常に重要な案件を多数ご審議いただきました。

議長としての議事進行に、至らぬ点多々あったかと思いますが、いずれも円滑に審議することができました。これもひとえに皆様方のご支援、ご協力の賜物であると、心からお礼申し上げます。

なお、今後も引き続き、委員としてお願いされる場合もあるようではございますが、いずれにしましても、本市都市計画行政の推進に当たり、今後ともご指導ご支援いただきますことを、事務局に代わってお願いいたします。

それでは、これもちまして、平成23年第2回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。皆さん長時間、また長期間にわたり大変お疲れ様でした。